

古賀小学校育友会会則

第1章 総 則

第1条 この会は、長崎市立古賀小学校育友会（以下「本会」という。）という。

（事務局）

第2条 本会は、事務局を長崎市立古賀小学校（以下「本校」という。）に置く。

（目的）

第3条 本会は、次の定める事項を達成することを目的とする。

- (1) 保護者会員と教職員会員とが協力して家庭と学校、社会における児童の成長を図ること。
- (2) 会員相互の親睦を図り、教養を高めること。
- (3) 家庭と本校の緊密な連携を図るとともに、地域住民等との連携を促進すること。
- (4) 教育環境の改善を図ること。

第2章 方 針

（育成方針）

第4条 本会は、次の育成方針に沿って児童の健全育成を図る。

- (1) 児童の一人ひとりの価値を尊重し、豊かな人間性と創造性を育むこと。
- (2) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する心を育むこと。
- (3) 古賀地区の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育むこと。

（活動方針）

第5条 本会は、次の活動方針に沿って活動する。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) 本会は、児童の健全育成のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (3) 本会は、校区内の地域住民や自治会、児童の育成関係団体との連携、協調を図る。
- (4) 学校の管理及び教職員の人事には干渉しない。

第3章 会員及び役員

（会 員）

第6条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 本校児童の保護者
- (2) 本校の教職員

（役 員）

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 会 長 | 1 人 |
| ② 副会長 | 6 人以上 |
| ③ 交通安全保護者の会 会長 | 1 人 |
| ④ 交通安全保護者の会 副会長 | 1 人以上 |
| ⑤ 書 記 | 2 人 |
| ⑥ 会 計 | 2 人 |
| ⑦ 庶 務 | 2 人 |

- ⑧ 監 事 2 人
- ⑨ 学級評議委員 各学年 6 人以上
- ⑩ 地区評議委員 2 ～ 6 人（各地区の会員数による）
- ⑪ 専門部長 4 人

第 8 条 学校長は、役員会および評議委員会の構成員であると同時に、学校管理や教育上の必要性から、あらゆる会に出席して意見を述べることができる。

第 9 条 1 役員の選出は次のとおりとする。ただし、会長および副会長、交通安全保護者の会会長、監事の選出については別に定める役員選出規定に従って選出する。

- ① 書記、会計、庶務は会長が委嘱する。
- ② 学級評議委員は、各学級構成委員のなかから 2 人以上選出する。
- ③ 地区評議委員は各地区の会員数 30 までを 2 人とし、これをこえる時は超過会員数 30 までにつき 1 人ずつ追加する。
- ④ 学年部長は、各学年の学級評議委員より各 1 人互選する。
- ⑤ 地区部長は、各地区評議委員より各 1 人互選する。
- ⑥ 教職員評議委員は、古賀小学校に勤務する教職員のなかから選出する。選出の方法は学校に一任する。
- 2 本部役員は、総会において承認を受けなければならない。
- 3 本部役員候補者の選出方法は、別に定める。
- 4 役員に欠員が生じ、必要と認められるときには、補欠役員を選出できる。

（職 務）

第 10 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- ① 本部役員は、総会及び評議委員会の議決に基づき会務を執行する。
- ② 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- ④ 会計は、会長の命により決裁を経て、本会の出納事務を処理する。
- ⑤ 書記は、会長の命により会務及び役員会、評議委員会の議事等の記録保存にあたる。
- ⑥ 庶務は、会長の命により本会の庶務を担当する。
- ⑦ 評議委員は、各学級、地区の集会活動の運営及び推進にあたり、その構成会員の意志を代表して、評議委員会を構成して、会務の運営、推進にあたる。
- ⑧ 学年、地区部長は、各学年、地域間の計画や活動、運営について連絡調整にあたり、その構成会員の意志を代表して役員会に出席する。
- ⑨ 監事は、会務及び本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 11 条 役員の兼任は、なるべく避けることとする。

（任 期）

第 12 条 1 役員の任期は、1 年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

本部役員（会長・副会長・監事・会計・書記・庶務・保護者の会会長及び副会長）を退任した者（男性の場合はその配偶者も含む）は、学級評議委員、及び地区評議委員を、その児童を対象に免除されるものとする。ただし、地区評議委員において地区の諸事情（会員が少数等）がある場合は、話し合

いの上例外があるものとする。また、退任役員の自主的な意思を、妨げないものとする。

(解 任)

第 13 条 役員が次のいずれかに該当するときは、解任されるものとする。

- ① 総会で不信任の議決を受けたとき
- ② やむを得ない理由により職務を継続しがたいことを申し出て、評議委員会で承認されたとき

第 4 章 総 会

(種 別)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 15 条 総会は、会員及び役員をもって構成する。

(権 能)

第 16 条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(付議事項)

第 17 条 総会には、次の事項を付議しなければならない。

- ① 本会則の改正
- ② 活動計画及び予算
- ③ 会務報告及び決算
- ④ 役員の信任に関する事項
- ⑤ 評議委員会が必要と認めた事項
- ⑥ その他、本会の運営に関する重要な事項

(開 催)

第 18 条 1 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、会長又は評議委員会が必要と認めたとき及び会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第 19 条 1 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、これを構成する会員及び役員に対し、総会の目的たる事項並びに総会の日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

(議 決)

第 21 条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
ただし、役員は、表決権を有しない。

(委任状)

第 22 条 委任状の扱いについて、総会成立の要件に含めるが、議決の要件には含めないものとする。

第5章 評議委員会

(評議委員)

第23条 評議委員は、次の者とする。

- (1) 全地区評議委員
- (2) 全学級評議委員
- (3) 教職員評議委員
- (4) 本部役員
- (5) 会長又は本校の校長が推薦し、評議委員会で認められた者

(構成)

第24条 評議委員会は、評議委員及び役員をもって構成する。

(権能)

第25条 評議委員会は、この会則に定めるもののほか、総会の決議した事項の執行及びその他総会の議決をしない会務の執行に関する事項を決議する。

(開催)

第26条 評議委員会は、会長が必要と認めたとき及び評議委員の2分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

(付議事項)

第27条 評議委員会には、次の事項を付議しなければならない。

- ① 総会の議案に関する事項
- ② 本会則第9条第5項にかかる補欠役員の信任に関する事項
- ③ 本会則第13条第1項2号にかかる役員の解任に関する事項
- ④ 本会則付則第40条にかかる既定の制定及び改廃に関する事項
- ⑤ 本部役員が必要と認めた事項
- ⑥ 総会付議事項のうち緊急の必要がある事項（ただし、議決後の総会において同意を受けなければその効力を失うものとする。）
- ⑦ その他、会務の執行に必要な事項

(定数足)

第28条 評議委員会は、これを構成する評議委員の過半数の出席（委任による出席を除く。）がなければ開会することができない。

(召集等)

第29条 評議委員会には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「評議委員会」に、「会員」とあるものは「評議委員」と読み替えるものとする。

第6章 集会・部会及び専門委員会

(学級集会)

第30条 各学級の保護者会員および担任教職員全員で構成し、家庭・学校・社会教育・児童の学習、生活に関する理解を深めるための学習、研修活動を行う。

また、会員相互の理解と親睦を深めることに努める。

(地区集会)

第31条 各地区毎に保護者会員で構成し、学校および関係社会教育団体等との連携、協調を保ちながら、地区内の児童の校外生活の補導と健全な育成に努める。また、家庭教育・社会教育に関する学習や研修を深めたり、地区内の子どもや、保護者相互の理解や親睦を深める。

(学年部長会)

第32条 各学年の学級評議委員の代表（1名）計6名で構成し、各学年間の学級集会活動における連絡調整を図るとともに、会全体の活動や運営にかかわる問題の集約・提起などを行い、評議委員会や役員会などに反映させる。また、各学年内の学級間の連絡調整は学年部長が学級評議委員会を随時招集して開くことができる。

(地区部長会)

第33条 各地域内の地区評議委員代表（1名）で構成し、各地域間の地区集会活動における連絡調整を図るとともに、会全体の活動や運営にかかわる問題の集約・提起などを行い評議委員会・役員会等に反映させる。また、各地域内の連絡調整は、地区部長が行い、地区評議委員会を随時招集して開くことができる。

(専門部会)

第34条 学級評議委員で構成し、会の必要性・学級・地区活動を補則して設置される。

(部長会)

第35条 会長・副会長・書記・会計・庶務・**保護者の会会長・保護者の会副会長**・学年部長・地区部長・専門部長・教職員代表（1名）で構成し、会務全般の企画立案・予算の執行・その他重要事項についての企画立案・決定等・会務の運営や執行に関することを行う。

会は原則として定期的に関き、臨時に関くこともできる。

第7章 会 計

(会 計)

第36条 本会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第37条 会費の額は、一世帯あたりとし、活動との関連の上で決定する。ただし、会費の額の決定にあたっては、決算の状況・会の活動運営の実績と見通し、及び社会的経済情勢等を勘案して、会費の負担が過度にならないような考慮をする。

第38条 会費の額の決定は、前条の原則に基づき、役員会で起案し、評議委員会で審議・決定し、総会で承認を受けるものとする。

第 39 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(監査会)

第 40 条 監事によって構成され、会務および会計について監査を行う。

会は年 2 回、または必要に応じて開くことができる。

第 8 章 補 則

第 41 条 本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、評議委員会の議決を経て定める。評議委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告し、承認を受ける。

第 42 条 本会は、別に表彰、慶弔に関する規定を設ける。

付 則

この会則は、平成 20 年 4 月 25 日より実施する。

規 定① 表彰 慶弔規定

(1) 本会は、表彰および慶弔規定をつぎのとおり定める。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 会員（教職員を含む）死亡の場合 | 10,000 円及び弔電 |
| 2. 児童死亡の場合 | 10,000 円及び弔電 |
| 3. 会員（教職員のみ）結婚の場合 | 5,000 円もしくは相当記念品 |
| 同 転任の場合 | 3,000 円もしくは相当記念品 |
| 同 退職の場合 | 5,000 円もしくは相当記念品 |

(2) 次の場合は、役員会の協議によって、処理方法・金額等を決定して執行し、経過および結果の報告を評議委員会で行う。

1. 本会の発展に功労のあった会員、及び、本会や児童に対して貢献された者の表彰に関する件。
2. 会員が会務に関係ある活動や業務に従事中の事故による傷害に対する見舞金に関する件。

(3) 児童に善行のあった場合は、学級・地区集会等で推薦し、学校との協議により表彰する。

(4) 本規定は、現会員に適用することを原則とし、現会員でない者、及び規定にない事項の処理に関しては、役員会で協議の上執行し、評議委員会に報告するものとする。

規 定② 役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は、役員選出について定めるものである。

第 2 条 この規定にいう役員とは、会長・副会長・交通安全保護者の会長及び副会長・監事をいう。

第 2 章 役員を選出方法

第 3 条 役員選出方法を次の通り定める

- (1) 選考委員会を設置して、役員選考についての管理を行う。
- (2) 役員選考委員は、評議委員会にて、評議委員より選出される。ただし、本部役員及び本部役員経験者、

当年度の各部長、役員選考委員経験者は、その対象にならない。

- (3) 役員選考委員会は、8名で構成される。
- (4) 役員選考委員は、発足後委員会を開き、委員長・副委員長・書記・会計を決め、活動を開始する。また、定められた様式により、役員選考委員会発足のお知らせ及び立候補者・推薦者公募の文書を発行する。
- (5) 役員の選出は、立候補者を優先し、次に推薦者にあたる。
- (6) 役員選考委員は、必要に応じて委員会を開き役員選考について協議する。
- (7) 役員選考委員会は、新役員決定後、活動報告および役員決定についてのお知らせを発行しなければならない。

第3章 役員の承認

第4条 新役員は、育友会総会において、承認を得なければならない。

第4章 役員の補充

第5条 役員決定後、欠員が生じた場合は、次の要領で補充するものとする。

- (1) 3月末日までに欠員が生じた場合
当年度の役員選考委員が、補充に当たる。
- (2) 4月1日以降に欠員が生じた場合
本部役員が、補充に当たる。
- (3) 中途補充された役員の任期は、原則として、残された期間とする。

細 則 1 地 区 集 会

1. この集会は、会則第30条をうけ、会の主旨にそって運営される。
2. この集会の単位は地区とする。
3. この集会の地域及び地区の区分は、つぎのとおりとする。
(地区)
松 原……………松原・上床・矢竹
鶴の尾
古 賀……………正念・館・向里
中 里……………上郷・下郷
船 石
つつじヶ丘1、2丁目
つつじが丘3、4、5丁目
4. 集会の活動は、会則第30条をうけ、各種社会教育団体や機関・自治会等との連携、協調を保ちながら、主として、次のようなことを中心に行う。
 - (1) 学校教育の方針にもとづき、地区内の児童の生活指導・補導に関する活動。
 - (2) 地区内における児童の生活環境の改善・浄化・および安全確保についての話し合いや実践活動。
 - (3) 会員自身の学校教育・家庭教育・社会教育に関する学習や研修活動。
 - (4) 地区における児童や会員相互の親睦と結びつきを深めるための各種活動。
5. 集会は定期的に関開くことを原則とする。ただし、必要に応じて臨時に関開くことができる。
6. この集会ごとに評議委員2名以上をおく。評議委員は、集会構成員の中から互選する。評議委員は集会の運営にあたり、評議委員会に出席する。

7. 各地区毎に、評議委員間・地区間の連絡調整を図るために、地区評議委員会を構成することができる。

また、地区評議委員の中から1名をもって地区部長にあてる。地区部長は、地区部長会を構成し、地区間の連絡調整・その他にあたるとともに、役員会に出席する。

細 則 2 学 級 集 会

1. この集会は、会則29条をうけ、会の主旨にしたがって運営される。
2. この集会の単位は、学級とする。
3. 集会の活動は、会則29条をうけ、次のようなことを中心に行う。
 - (1) 集会員（父母と教師）が共によい父母よい教師になるための学習や研修の活動
 - (2) 学校教育、家庭教育、社会教育に対し、理解を深めたり実践したりする活動
 - (3) 児童の学習・生活に関する諸問題について話し合いや実践活動
 - (4) 会員どうしの親睦や、結びつきを深めるための各種活動
4. 集会は定期的に開くことを原則とする。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
5. この集会ごとに評議委員2名以上をおく。評議委員は集会の運営にあたり、評議委員会に出席する。
評議委員は、集会構成父母会員より互選によって選出する。
6. 各学級評議委員全員をもって、学年単位の会を構成し、各学級集会間の連絡調整にあたることができる。また、各学年内の評議委員のなかで互選により1名を学年部長として選出する。学年部長は、学年部長会を構成し、学年間の連絡調整、その他にあたるとともに役員会に出席する。

細 則 3 専 門 部 会

1. この部会は、会則第33条をうけ、会の主旨にしたがって運営される。
2. この部会の区分は、次の4部会とし、部会の増・減等については、各年度の終わりに評議委員会で検討し、決定するものとする。

(1) 広報部会	(2) 保健体育部会	(3) ベルマーク部会	(4) 生活部会
----------	------------	-------------	----------

3. この部会は、評議委員で構成し、必要により専門的知識・技術をもつ一般会員若干名を推せんによって部員に委嘱することができる。
4. 部会は、つぎのような活動を中心に行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 広 報 部<ul style="list-style-type: none">・ 育友会広報誌・新聞等の発行・配分・ 市、県P新聞の配布(2) 保健体育部<ul style="list-style-type: none">・ 会員の親睦を深める行事・レクリエーション活動等で、全体にかかわりのあるものの計画立案・推進・ 広く会員にかかわるスポーツ活動等の世話と推進・ サークル活動的なものの窓口・とりまとめ的な世話(3) 学年・ベルマーク部<ul style="list-style-type: none">・ 学級懇談会等の学年・学級活動の意見調整・ ベルマーク収集に関する広報・推進・ 収集されたベルマークの整理、送付、保管等に関すること(4) 生活部<ul style="list-style-type: none">・ 子供たちの安全な環境づくりの推進・ 校区内の巡回活動など・ 文化厚生的な内容の活動に関する企画・推進 |
|--|

5. 部会には、互選によって、部長・副部長各1名をおく。
6. 部会は必要に応じて開き、活動を推進する。
7. 部会の活動内容で、他の活動とかかわるものについては、十分に連絡調整を行い、協調的・協力的に活動をすすめるようにする。

(注) 細則中 部分は、各年度の見直しによって変更されることがありえる。

細 則 4 専門委員会

1. この会は、本会の運営活動に関して、専門的に検討したり、意見を聞いたりする必要のある場合に設置する。
2. この会には、会員のなかから、その問題に関して専門的な知識・技術をもった人および役員若干名をもって構成する。ただし会員でなくても、これに相当する者があれば推せんし委嘱することができる。
3. 専門委員は学級評議委員で構成し、会長が委嘱する。
4. この会は、必要に応じて開くものとする。
5. この会で審議、討議されたり、実施された事項は、評議委員会に報告しなければならない。

細 則 5 交通安全保護者の会

1. この会は、育友会の主旨にしたがって運営される。
2. この会は、育友会員で構成され ○子ども(家族を含めて)を交通事故から守る ○安全な環境づくりをする ○交通安全等についての研修をすることを主な目的とする。
3. この会の活動は主として、地区集会活動のなかで、推進していくこととし、つぎのを中心に行う。
 - (1) 協力して子供を守る。
 - ・家庭でのしつけ ・登・下校時の安全 ・外出時の指導 ・通学路の点検
 - ・遊び場の点検 ・危険な遊びの禁止 ・自転車の指導
 - (2) さそいあつて研修する。
 - ・交通安全講習会 ・座談会の開催 ・実技訓練の開催 ・映画会等の開催
 - ・広報活動の活発化など
 - (3) 家庭を事故から守る。
 - ・家庭内での話し合い ・飲酒運転の追放など
4. この会に、会長1名・副会長1名以上をおく。

会長は、役員会に出席して意見を述べるができる。また地区評議委員会は会の活動の推進にあたる。
5. 会は、必要に応じて、保護者の会会長が招集して開くことができる。
6. この会は、「長崎市東長崎地区交通安全母の会連絡協議会」に属し、直接的に関連をもって、活動を進める。また会の活動内容で、他の活動とかかわるものについては、十分に連絡調整を行い協調的・協力的に活動をすすめるようにする。

細 則 6 育友会教育基金

1. この基金は、育友会の主旨に従い、児童の成長を図るための教材の購入または育友会活動を図るための支出にあてる。
2. この基金は、育友会の種々の活動による収益金および有志者による寄付をもってあてる。
3. この基金の用途については、役員会、評議委員会で審議決定・購入し、総会へ報告するものとする。

古賀小学校育友会会則

昭和 5 2 年 2 月 初刊

平成 2 1 年 3 月 改訂

平成 2 3 年 4 月 改訂

平成 2 5 年 3 月 改訂 パソコン入力

令和 2 年 4 月 一部改正

令和 6 年 4 月 改訂

発行者 古賀小学校育友会